

平成26年 網走市議会
生活福祉委員会 会議録
平成26年4月22日（火曜日）

○日時 平成26年4月22日 午後1時00分開会

○場所 委員会室

○議件

1. 網走市民健康プールの整備について
2. その他

事務局 長 佐藤 明

次 長 吉田 正史

総務議事係 長 岩尾 弘敏

係 松山 俊

係 田中 康平

○出席委員（6名）

委員長	渡部 眞美
副委員長	立崎 聡一
委員	金兵 智則
	空 英雄
	松浦 敏司
	山田 俊美

○欠席委員（0名）

○委員外議員（2名）

議長	小田部 善治
副議長	山田 庫司郎

○傍聴議員（8名）

飯田 敏勝
井戸 達也
小澤 陽平
近藤 憲治
佐々木 玲子
高橋 政行
平賀 貴幸
古都 宣裕

○説明者

副市長	大澤 慶逸
市民部長	後藤 利博
建設部長	石川 裕将
健康管理課長	林 幸一
建築課長	角田 敏文

社会教育部長 後藤 伸次
スポーツ課長 岩本 博隆

○事務局職員

午後1時00分開会

○渡部眞美委員長 ただいまから生活福祉委員会を開催いたします。

本日の委員会は、網走市民健康プールの整備についての議件1件でございます。

網走市民健康プールの整備について、御説明をお願いいたします。

○林幸一健康管理課長 網走市民健康プールの整備について、実施設計が完了いたしましたので御説明を申し上げます。

これまで市民健康プールにつきましては、委員会の中で御審査をいただき、また各利用団体などからの御意見、御要望いただいたところでございます。

今回の実施設計を行う中でいただきました意見、要望を反映させております。

建物につきましては、所在が網走市駒場南1丁目17番地、構造は鉄筋コンクリート一部鉄骨造り、床面積は1階2,420.76平方メートル、2階112.32平方メートル、延べ床面積が2,533.08平方メートルでございます。

資料の3ページをごらんいただきたいと思います。

建物の主な内容につきましては、通年利用できるプールとし、競泳プールは水深140センチメートルの7コースを配備、公認大会が開催可能な施設となっております。

多目的プールなどの配置につきましては、基本設計では児童プールが更衣室側になっておりましたけれども、多目的プールを利用される方が更衣室に近いほうがよいのではとの御指摘をいただき、配置を変更しております。

その健康増進を目的とした多目的プールは、勾配の少ないスロープを設け、面積108.5平方メートル、深さ1メートル5センチ、さらに、壁側に手すりを設置し、水中歩行や水中エアロビクスなどが実

施できるプールとしております。

幼児から小学生が水に親しめる児童プールにつきましては、面積78.45平方メートル、深さ80センチとし、その横にジャグジーを設置いたします。

多目的プール、児童プールの水深につきましては、以前の委員会におきまして、指導されてる方の意見を聞いて決定する旨の御意見をいただきました。

その結果、多目的プールの深さ1メートルを1メートル5センチに、児童プールの深さ60センチを80センチとさせていただきます。

また、多目的プール横には水泳、水中運動などで冷えた体を暖めるための部屋として、18平方メートルの採暖室を設置いたしました。

それぞれの水槽へは独立した配管を設け、水槽ごとに水温が設定できるような構造となっております。

その他に、更衣室には個室で着替えらるスペース、シャワー室にも個室を設けるとともに、健康増進機能を持たせた、施設の観点から多目的更衣室、多目的トイレを設置しております。

多目的スペースにつきましては、面積211.85平方メートルで健康トレーニングなどができるフロアであり、高齢者の方々などが軽運動やストレッチ、さらにはメディカルチェックなどができる多目的スペースとなるほか、プール側の壁をガラス張りとし、大会時には観客スペースとして使用できるようにいたします。

また、資料4ページをごらんいただきたいと思いますけれども、2階には90平方メートルの控室を設けて大会を含め観覧ができる場所を設置いたしました。

駐車場につきましては、プール本体に隣接しております。

元テニスコート跡地に約2,400平方メートルで70台ほど駐車できるものを予定しており、プール玄関近くに身障者用駐車場を2台分設置するとともに、省エネ対策の観点から、ソーラー街路灯を設置することとしております。

また、現在の市民プールは例年ですと11月までの開設となっているところでございますが、新たなプールの工期の関係で10月までとし、既に市民周知を図っております。

今回の実施設計はプール本体工事、外構、現在のプール解体であります。

プール跡地の駐車場造成、トレーニング室の増設につきましては、今後設計などを行ってまいります。

以上で実施設計完了に伴う説明を終わります。

○渡部眞美委員長 ただいま御説明をいただきましたが、何か御確認をしておきたい事等質疑ございますか。

○松浦敏司委員 午前中の総務文教委員会の中でも所管ということで詳しく議論があったところです。

この生活福祉委員会は、健康増進という立場でありますから、この点について、何点か聞いていきたいというふうに思います。

この施設が、プールや多目的プールあるいは児童プール、そして多目的スペースというふうになっておりまして、それを活用しての市民の健康増進を図るというようなことで、いろいろなソフト事業が考えられているんだらうと、まさに子どもから高齢者まで考えた取り組みがなされるののだらうというふうに思います。

そういう方向で、これからオープンまでメニューを作っていくのだらうというふうに思いますが、そういったことで捉えてよろしいのか伺います。

○林幸一健康管理課長 プログラムの策定に当たっては、資格を有しています保健師を中心に、現在活動されている各団体指導者などの御協力をいただきながら、専門的な観点からの御意見をいただいた中で、よりよい事業につなげていきたいと考えているところでございます。

これから各指導者の方々の御意見をお聞きしていきたいと思っております。

○松浦敏司委員 それはわかりました。

私どもも幾つかこの間、行政視察の中で健康増進施設について見てきました。

私のイメージでは、この多目的スペースというのがあって、それはこれまで見てきた中で大概設置されているのは、一定の体を鍛えるためのマシンのようなものがあって、そこで利用者がトレーニングをしていると。こういうイメージを私なりに持っているのですが、ここでいう多目的スペースではそのようなことで捉えていいのかどうか、伺いたいと思います。

○林幸一健康管理課長 こちらの多目的スペースに関しましては、例えば市で主催する教室など、あるいは各活動されている団体が御利用される場合も考えられると思います。

こちらのスペースに関しましては、血圧計、体脂肪計、バランスボール、ストレッチボール、ステップ板等そろえる予定でおりますけれども、いわゆるウェイト系のマシンやランニングマシン等は設置いたしません。

○松浦敏司委員 そうすると通常でいえば指導者もとりわけ通常ではつかないという形で、自分なりにトレーニングをできる範囲でやると、こんな形のスペースだというふうに捉えるということでしょうか。

つまり指導者なしで、そこを利用している人自身が、自分なりにできる範囲のトレーニングや、健康のための体を鍛えるというふうに、捉えるということでもよろしいのかどうか。

○林幸一健康管理課長 このスペースの利用に関しましては、市のほうで先ほど申しました健康運動指導士の企画立案によって行うソフト事業と、今活動している団体が御利用いただく場合等が主になるかと思います。

その中で御利用の区画、時間割というのも出てくるとは思いますけれども、その中でフリーの時間帯ができれば御活用は可能と思います。

○松浦敏司委員 わかりました。

つまりは、一定の団体を中心とした形で使うというのが基本にあると、そこに余裕があればフリーの利用者も出てくると、こういうふうに捉えるという事で理解いたしました。

先ほど説明の中で、大会のときはまた別な用途で使うと、これは基本設計の時もいろいろ意見が出てますけれども、いわゆる一定の観覧する場というふうに使うということで、捉えるべきだというふうに考えてもよろしいのでしょうか。

○林幸一健康管理課長 競泳のほうで、大会等が開催されるということであれば、時間調整が入ると思いますけれども、プール側を全面ガラス張りにする事で設計しておりますので、こちらは観覧できるスペースにもなると思いますし、後ろ側はあるいは控室として御利用いただくことも可能かと思えます。

○松浦敏司委員 そういう意味での多目的スペースということなんだろうというふうに捉えました。

実は多目的スペースを利用している人の中で、そこで一定程度汗を流した後、シャワーを浴びて、そしてプールを利用すると、こういう人も多分いるのだらうと思います。

そういう人が多分多数なのだろうと思うのですが、中にはプールを利用してから、この多目的スペースで何かをしたいという人も、少ないかもしれないけれどもあるのではないかというふうに思うのですが、その場合はどのようなになるのか伺いたいと思います。

○林幸一健康管理課長 プールを御利用された後に、多目的スペースの御利用ということになります。

建物の構造上、プールを出られてシャワーを浴びた後に一度やはり着替えられてからの、フロアを御利用していただくということになります。

○松浦敏司委員 その辺もわかりました。

それでもう1点伺いたいのは、多目的スペースだけを使う人、あるいはプールだけを使う人というのも多分出てくるんだろうというふうに思います。

その場合の使用料というのはどんなふうになるのかなと、現時点で答えられるかわかりませんが、疑問に思いますので伺いたいと思います。

○後藤利博市民部長 使用料の関係ということで、これから決まっていきますけれども、ほかのところでは利用されている様子を見ますと、両方セットで使う場合は例えばバック的な考え方、片方だけの場合は片方だけというような利用料金を定めているところが多いようでございますので、その辺を参考にしながら、今後検討していきたいというふうに思っております。

○松浦敏司委員 わかりました。

いずれにしても、この健康プールという名前がついているわけですから、しっかりと市民の健康が維持されるような、いろいろな取り組みを今後期待していきたいというふうに思います。

私のほうからは以上です。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡部眞美委員長 では次にその他、理事者側より何かございますか。

○後藤利博市民部長 私のほうから、資料はございませんけれども、熊本県で発生をいたしました鳥インフルエンザのことにつきましての対策について御報告を申し上げます。

熊本県の養鶏場で発生をいたしました、高病原性鳥インフルエンザの対応として、オホーツク総合振興局は4月15日、警戒本部幹事会を開催をし、感染

確認された場合の対応策を確認したこととあわせて、網走家畜保健所は、100羽以上の家禽飼養農場に情報提供や注意喚起を行ったところでございます。

網走市は4月16日、庁内連絡会議を設置しまして、これまでの情報の整理及び今後の対応について協議をいたしました。

情報としては、現在涛沸湖周辺での糞便調査結果及び道内の養鶏場には、特に以上はなしということでございます。

環境省が定める対応レベルは2となっておりまして、これは道内現在すべて対応レベル2でございます。

その内容としましては、鳥類生息状況等調査が監視強化となっていること、またリスク種が死亡している場合等のウイルス保有状況の検体調査が必要であるということを確認をしております。

注意喚起の周知と今後の対応についてでございますが、学校関係につきましては、さきに開催をされております校長会及び教頭会にて、既に注意喚起の周知済みでございます。

100羽未満の使用業者につきましては、市役所から文書による注意喚起の送付、市及び水鳥湿地センターのホームページにより、注意喚起のホームページのアップ、それから野鳥観察舎には既に消毒マットの設置をするということで、現在対応策を決めております。

私のほうから以上でございます。

○渡部眞美委員長 何か委員のほうからございますか。

○空英雄委員 特別こうするという結論は出ないのかもしれないけれども、最近雪解けが進み、主にハクチョウが大半のようですけれども、農家の秋まき小麦の畑にかなり降りて、群れを成してついばんでいるという光景があちこちで見られています。

これらについては、どこから飛んでくるのかはわかりませんが、そういう部分についての追い払いや何か、そういう部分に対する対策というのは議論したことがありますか。

○後藤利博市民部長 現象としましては、網走だけに限らず他の地域でも渡り鳥が耕作地に入りまして、餌をとっているという状況があるようですが、鳥の種類によりまして、例えばオオハクチョウとか、そういう指定されているものについては、実は追い払うとか、何かを刺激を与えてそこからいなく

なるようにするような、強行的なスタイルはなかなか認めないということで、どういう方法がいいのかというのは、環境省などの専門的なところの意見を聞きながら考えていかなければいけないということがあると思いますが、以前に涛沸湖近辺で餌をやっていた経過がございます。

例えばそれをやめたときに、そういう周辺地に影響を及ぼすことがあるのではないかとという心配があったのですけれども、その全体リスクを考えた場合に病気の蔓延ということのほうで、大きな問題になるということで、周辺地の被害はあるのけれども、そのためにそこでえさをやり続けるということで、そこに鳥を集めるというのはいかなるものかということで、なかなかいい方法は見つかっていないということですが、一部では大きな音を出して飛び立たせるですとか、ひどい場合は何か空気銃か何かで撃ってはどうかというお話もあったのですけれども、そういうことは決してできる状況ではないということで、専門的な方のいろいろな意見を聞いて何かいい方法を考えていくしかないのかなというふうに思っております。

○空英雄委員 確かにそのとおりのだろうと思うのですけれども、かなりの数の群れが不思議と降りるところは集中しているのですよね。一つの群れだけではなく、他の群れも一緒に降りてくるということで、何百羽単位という状況になっています。

そこで、糞などの検査はなかなか広い範囲なので簡単にはいかないと思うのですが、まるっきり畑に降りたのはタッチしませんということではなく、意外と1カ所に固まる習性があるようなので、その辺の検査も場合によってはしてみる必要があるのではないかとと思うのですけれども、それもぜひ検討していただきたいと思うのですけれども、関係機関のほうに話をして検討してもらいたいと思います。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○金兵智則委員 一点だけ、先ほど観察する方々のために、消毒用マットというのを用意されたというようなことがあったのですけれども、例えばどのようなものなのか認識されていますか。

○後藤利博市民部長 涛沸湖でいえば、観察舎という建物があって、入り口に石灰とか消毒液をつけたマットが敷いてあります。

それを必ず踏んでから湖のほうに入っていく、それから生活環境課のほうでいきますと、あそこに入り込む公用車、水鳥湿地センターで使っている公用

車には長靴などを消毒するためにスプレー式の消毒液、これを備えつけて、湖周辺地に行くときには消毒液を使うというような形にしております。

○金兵智則委員 今道内は異状なしということなのですが、消毒用マットに一番菌がたまるというようなこともあるので、もし出た場合は取り扱いについては十分注意していただきたいなということだけ一言申し添えて終わります。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

その他で各委員からございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで生活福祉委員会を終了いたします。

御苦労さまでした。

午後 1 時23分閉会
